

令和 6 年 6 月 24 日現在

機関番号：12101

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2023

課題番号：19K23178

研究課題名（和文）ホッブズの多元的政治体制論：君主制社会の構想

研究課題名（英文）Hobbes's Idea of Pluralistic Political System

研究代表者

上田 悠久（Ueda, Haruhisa）

茨城大学・人文社会科学部・講師

研究者番号：70844546

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、絶対的主権者の下で、法律家や政治家、聖職者など、王の助言者や代行者、すなわち多様な政治アクターが国家運営に参与するという、ホッブズの多元的な君主制社会の構想を明らかにすることができた。また、このような言説の背景には、君主制や政治学のあり方をめぐる論争があることも示すことができた。研究成果は単著『助言者 ホッブズの政治学』として結実しただけで無く、18世紀の啓蒙思想におけるホッブズの受容など、関連テーマに関する検討について論文発表などを行うことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は政治思想史研究上のみならず一般にも普及する通念、すなわち「絶対主義的な主権論を唱える急進的かつ非現実的な哲学者」というホッブズに対する根強いイメージに転換を迫った。多元性の内実について更なる検討も必要だと判明したが、これは本研究テーマの学術的拡張可能性を示す証左とも言える。ホッブズは学校教科書に掲載されるなど誰もが知る人物であるだけに、そうした人物に対する固定的イメージに挑んだ本研究は一般にも大きなインパクトを持った。研究成果は大学Webサイトで特色ある研究として紹介されており、今後も一般向け出前講座や大学生向け教科書の執筆などアウトリーチ活動において活用する予定である。

研究成果の概要（英文）：This research clarified Hobbes's conception of the pluralistic monarchical society in which various political actors, such as lawyers, politicians, ecclesiastics and other counsellors of the king, participate in the management of the state under the absolute sovereign. I also showed that these discourses were based on the controversy over the nature of monarchy and politics. I challenged the typical image of Hobbes as a "radical and unrealistic philosopher advocating the absolutist theory of sovereignty." My exploration not only resulted in a monograph, *The Politics of Hobbes as a "Counsellour"*, but also in conference presentations and papers on related topics, such as the reception of Hobbes in the era of the Enlightenment.

研究分野：政治思想史

キーワード：ホッブズ 助言者 君主制 国家 運営 主権 実践 政治学

1. 研究開始当初の背景

17世紀のイングランドでは、君主の絶対的権力は貴族・ジェントリ・商人・法律家など、君主でも臣民でもないアクターに支えられていたことが、近年の歴史研究によって明らかになっている。よってこの時代を生きたトマス・ホッブズの国家論が、果たして絶対的主権者の擁立と臣民の服従の必要性を説いただけなのか問う必要がある。一方、近年の政治思想史研究において国家の運営や統治に関する思想が注目されているものの、ホッブズの国家論についての再検討は意外にも不足しており、君主制を前提とした絶対主義的な国家論を展開したとの考えが研究者の間でも根強く残っている。彼がどれほど当時の君主制社会に則して国家論を展開したのかを探り、これまで看過されてきた彼の国家論の実相を明らかにすることで、初めてその今日的意義を議論できるのである。

2. 研究の目的

ホッブズの国家論や主権論を、多様なアクターが君主を補佐する君主制社会の構想として把握し、彼が特定の政治勢力や宗派を念頭に置いて議論を展開しつつ、単なる賛同や批判に留まらない主張を展開していたことを示す。そして彼の描く君主制社会像は多様なアクターにより構成されており、君主制あるいは政治(学)のあり方をめぐる当時の論争を背景としていることを示す。以上の検討により、政治思想史研究上のみならず一般にも普及する通念、すなわち「絶対主義的な主権論を唱える急進的かつ非現実的な哲学者」というホッブズに対する根強いイメージに転換を迫る。

3. 研究の方法

【当初の想定】

上記研究目的のうち君主制社会の構想については、ホッブズの法律家、裁判官論に注目して『リヴァリアサン』や『哲学者と法学徒との対話』などのテキストを分析し、専門知を持ったアクターの君主制社会における役割を探る。君主制や政治学をめぐる論争との関係については、当時の君主制に関する言説、教会統治論争、伝統的な政治(学)論との関連について、歴史研究の成果を踏まえつつ、『リヴァリアサン』を中心とするホッブズの著作と彼以外の思想家らの言説との比較検討を行うことで明らかにする。当初は、以上の研究を他の研究者とのコラボレーションによって進め、また英国での文献調査や、英国留学時の担当教員である歴史研究者からのアドバイスを期待していた。そして研究成果は日本語論文だけでなく英語論文としてまとめ、国内外で発表する予定であった。

【計画変更】

本研究は、コロナ禍による授業科目のオンライン対応準備、海外渡航の自粛要請、早稲田大学から現勤務校である茨城大学への異動、英国留学時の担当教員の死去など、多数の予期せぬ事態に見舞われたため、コロナ禍における特例措置もあり研究期間を3年延長し、計画を大幅に変更した。具体的には、ホッブズが念頭に置いていた同時代の政治的アクターを検討し、その成果を博論をベースとした単著出版時に盛り込むことで、ホッブズの君主制社会像を提示した。さらにホッブズの君主制社会構想における私人の商業活動と国家との関係についても検討した。また英国への渡航や現地での研究者との交流が困難になり、勤務校の研究リソースも十分ではないので、君主制に関する同時代の言説との比較検討は断念した。かわりに日本で行える研究として、デイヴィッド・ヒュームの君主制論および宗教論との比較検討を行った。また当初から予定していたアリストテレスの政治学、形而上学との比較検討は、コロナ禍対応に伴う中断を挟みつつ、国内の研究者とオンラインで共同研究を進めた。学会報告も含め全てフルペーパーを用意し、からまでは日本語で、は英語で執筆した。

4. 研究成果

【多元的な君主制社会を構成するアクター】

ホッブズが君主制社会の政治的アクターと考えていた者を特定し、彼の君主制社会像を明らかにするべく研究を行った。この研究における最大の成果は単著『助言者 ホッブズの政治学』であるが、このほかにも学会報告などを行った。

個別のアクター：政治家、聖職者、法律家・裁判官

査読論文「ホッブズは「助言者」であったのか：政治をめぐる同時代人との論争」(『社会思想史研究』)では、ホッブズ『リヴァリアサン』を批判したクラレンドン伯エドワード・ハイド

と、主教ジョン・ブラモールの議論を手がかりに、彼らの論争の背景にあるイングランド内乱前後の状況を探った。ホッブズは現実から遊離した哲学者であり助言者として相応しくないと論難する両者の批判は、「王の助言者」としてのふわさしさ、存在理由、正統性をめぐる当時の議論の上に成立していた。そして実はホッブズが、彼らのような既存の助言者を排除するのではなく、むしろ抱擁する君主制社会の構想を提示していたことを明らかにした。

学会報告「ホッブズの法論と主権論：裁判官の位置づけをめぐって」(日本政治学会)では、法学者が提示している新解釈、すなわち法の支配を求める当時の法律家を批判したホッブズが、実は法の支配に親和的態度をとっているとの解釈を踏まえて、『リヴァイアサン』および『哲学者と法学徒との対話』で展開される法論を検討した。その結果、ホッブズが法律家を助言者、裁判官を主権の代行者として明確に区分し、既存の法学者コミュニティに切り込んだこと、そしてホッブズの大きな主張である国家の安全が、彼の法論においては衡平 equity 概念に凝縮されていることを明らかにした。

多元的君主制の全体像とホッブズの政治学

および博論の研究を総合し、助言 counsel をキーワードにホッブズの多元的君主制像を検討し、単著『助言者 ホッブズの政治学』(風行社)にまとめた。『リヴァイアサン』に於いて一章を割き、助言論を組み立てたホッブズは、主権者のためにその熟慮を補佐する助言者像を描いた。そしてこの理論は、法律家、聖職者、政治家など、「王の助言者」を自認しながらも君主からの自立そして自律を試みる、既存の政治的アクターへの牽制として機能しており、特に彼は政治的アクターの集団化・団体化がもたらす弊害を強調していた。ただし彼は、これら主権を損なう恐れのある政治アクターを単に否定するのではなく、集団を個人レベルに解体しつつも主権者の下に再編し、むしろ様々なアクターが活躍し主権者による統治を補佐する、多元的ともいえる政治体制を構築していたのである。以上の研究により、ホッブズを一元的かつ絶対的な権力の擁護者とするこれまでの見方に留保をつけることができた。

そして本書では、助言者としてのホッブズが展開する政治学についても考察し、彼の中における理論と実践の課題についても考察した。まずホッブズが、個別の政体に関する観察と、民主制から君主制へと移行する(政体循環では無く)政体移行の法則性の両方に注目していたことを、彼のローマ史に対する関心を手がかりに明らかにした。本書ではこの知見が、個別的事象から一般性を導くホッブズの経験主義を示していると指摘した。従来、ホッブズの政治学は近代的学知に基づくとされてきた。だが本書ではローマ史やイングランド教会史に関するホッブズの議論を検討することで、歴史あるいは経験知が彼の政治学において重要な役割を果たしていたことを示し、彼の政治体制についての見方が現実と遊離したものではなく、さりとて単なる観察に基づく現状追認ではない哲学的見地に基づいたものであることを示し、ホッブズの政治学がもつ重層的構造を明らかにした。

本書は学会誌などで複数の書評が出るなど*、学界において一定の評価を受けた。一方で本書に対しては疑問も提起された。特に社会思想史学会大会で開かれた書評会(2021年10月)では、登壇者(梅田百合香、岡田拓也、犬塚元、稲村一隆の各氏)から、歴史叙述に関する検討の妥当性、「多元的」政体論者と結論づけることの妥当性などについて疑問が呈された。なお稲村一隆氏の提案を受けて、本書評会の模様を登壇者各自で活字化したものをまとめ、共著による研究ノートとして紀要『人文社会科学論集』に投稿した。書評会の記録を残し公にすることで、本書の意義と課題を広く共有することができた。

*書評：『図書新聞』(2021年9月、後藤大輔評)、『イギリス哲学研究』(2022年3月、岡田拓也評)、『政治思想研究』(2023年5月、川添美央子評)

ホッブズの君主制社会構想における私人の商業活動と国家との関係

学会報告「ホッブズの政治経済思想における私益と公益：慈善と勤労に注目して」(社会思想史学会)では、君主制社会を構成する私人の経済活動を考察するべく、ホッブズの公的慈善論および勤労論を詳細に検討した。その結果、ホッブズが私人の経済活動を君主制社会の構造に組み込んでいたことが解った。そして絶対的主権者は彼等を抑圧するのではなく、むしろその自律性に期待し、円滑な経済活動を実現するべくその環境整備を自らの役割としていたことを明らかにした。以上の研究により、ホッブズが構想する君主制社会の新たな側面を提示し、かつ上述の助言論とは別の角度から「絶対主義者」ホッブズ像に疑問を投げかけたといえる。

【君主制社会の文脈と受容史】

君主制社会を構成するアクターに関する議論と並行して、ホッブズの以上の議論が展開された文脈や系譜、あるいはホッブズの言説が如何に受容されたのかを検討した。

デイヴィッド・ヒュームの君主制論および宗教論との比較検討

学会発表「マナーズ論としての宗教論：ホッブズとヒュームにおける哲学と歴史」では、デイヴィッド・ヒュームが著した歴史書『イングランド史』におけるホッブズ評を起点に、ヒュームの宗教論とホッブズの宗教論とをmanners(生活様式、習俗)をキーワードに比較検討した。その結果、両者はともに習俗としての宗教を哲学と歴史の両面から検討することで、社会における

紐帯の形成と発展について考察していたことを明らかにした。

さらに紀要論文「ヒューム『イングランド史』における暴政擁護者としてのホッブズ」では、同じ『イングランド史』のホッブズ評で示される「暴政擁護者としてのホッブズ」批判を手がかりに、両者の暴政、専制論そして君主制論を比較検討した。その結果、両者の議論には共通点も見られること見出した。確かに、暴政、専制と君主制に本質的な違いを認めないホッブズは、法の支配がある「文明化された君主制」を擁護し専制を問題視するヒュームとは相容れない。また、契約論を批判するべく権力基盤を世評に求めるヒュームは、契約論により主権を打ち立てるホッブズと対立するように見える。しかし、ホッブズは君主制が動揺する時局に応じて、特定政権の擁護を避けるべく暴政、専制論を展開しており、実は権力の維持には他者評価が必要だと述べていた。そしてなにより両者は、国教会の容認の程度には違いがあるものの、聖職者支配の否定に於いて一致している。以上の検討により、ホッブズは単なる暴政擁護者とはいえないことを示し、そしてヒュームはホッブズと似た立場をとるが故にあえて批判を展開した可能性を指摘した。以上の考察により、18世紀啓蒙思想にホッブズが与えた影響の大きさを確認することができた。

なお以上の検討の内、ホッブズの暴政・専制・君主制論、宗教論については、前述 多元的君主制論とあわせて別途検討し、『政治思想と啓蒙』(ナカニシヤ出版)所収の論文「ホッブズの啓蒙 専制・暴政と世俗化の観点から」にまとめた。さらに、専制と多元性の関係については、政治哲学研究会のシンポジウムでの報告「ホッブズの 啓蒙 再考」において、ロックやモンテスキューの議論と比較しつつ、現時点での考えをまとめることができた。

アリストテレスの政治学方法論との比較検討

ホッブズの助言論に見出される「実践知としての政治」の意義について、アリストテレスの方法論や実践論との比較検討を行った。一般にアリストテレスが『ニコマコス倫理学』で提示した思慮(フロネーシス)に、演繹的学知を重視するホッブズが反発したと考えられている。しかし本研究は、アリストテレスが『形而上学』や『分析論後書』において提示した経験主義が彼の政治学において重要であること、そしてこうした経験論がホッブズの政治学、とりわけ助言論にも継承されていると主張する。以上の研究を国内のアリストテレス研究者との共同研究として英語論文にまとめ、政治思想史研究において定評ある海外ジャーナルに投稿したものの、リジェクトされてしまった。レビューを参考に修正のうえ、別の雑誌に投稿する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 上田悠久	4. 巻 3
2. 論文標題 ヒューム『イングランド史』における暴政擁護者としてのホッブズ	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 人文社会科学論集	6. 最初と最後の頁 159-177
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 上田悠久, 梅田百合香, 岡田拓也, 犬塚元, 稲村一隆	4. 巻 2
2. 論文標題 書評会『助言者 ホッブズの政治学』	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 人文社会科学論集	6. 最初と最後の頁 245-264
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 上田悠久	4. 巻 43
2. 論文標題 ホッブズは「助言者」であったのか：政治をめぐる同時代人との論争	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会思想史研究	6. 最初と最後の頁 68-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 上田悠久
2. 発表標題 ホッブズの 啓蒙 再考
3. 学会等名 政治哲学研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 上田悠久
2. 発表標題 ホッブズの政治経済思想における私益と公益：慈善と勤労に注目して
3. 学会等名 社会思想史学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 上田悠久
2. 発表標題 ホッブズとヒュームの「啓蒙思想」：政治・宗教の マナーズ 論を巡って
3. 学会等名 啓蒙と政治研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 上田悠久、梅田百合香、岡田拓也、犬塚元、稲村一隆
2. 発表標題 書評会『助言者 ホッブズの政治学』
3. 学会等名 社会思想史学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 上田悠久
2. 発表標題 マナーズ論としての宗教論：ホッブズとヒュームにおける哲学と歴史
3. 学会等名 社会思想史学会研究大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 上田悠久
2. 発表標題 ホッブズの法論と主権論：裁判官の位置づけをめぐって
3. 学会等名 日本政治学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 和田泰一、高山裕二、石川涼子、上田悠久、隠岐理貴、隠岐 - 須賀麻衣、小田英、関口佐紀	4. 発行年 2023年
2. 出版社 ナカニシヤ出版	5. 総ページ数 228
3. 書名 政治思想と啓蒙	

1. 著者名 上田 悠久	4. 発行年 2021年
2. 出版社 風行社	5. 総ページ数 302
3. 書名 助言者 ホッブズの政治学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------